

## 綾部市水道事業ビジョンに対する意見の内容と市の考え方

綾部市水道ビジョンについてご意見を募集したところ、1名からのご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

いただいたご意見の内容とこれに対する市の考え方を公表いたします。

### 1 パブリック・コメントの実施状況

#### (1) 意見募集期間

平成27年5月29日（金）～平成27年6月24日（水）

#### (2) 意見の応募者数

応募者数：1名

### 2 意見の内容

No,	提出意見(要旨)	意見に対する市の考え方
1	① 50年後、100年後の水需要と水道供給システム（水道整備の方式）の理想像について。	<p>綾部市水道事業ビジョンは、50年後の平成75年までの水需要予測から直近10年間の事業計画を策定し、事業環境の変化に応じて5年毎に見直します。</p> <p>施設の更新計画を策定し、施設更新時には将来の水需要予測に応じた施設のダウンサイジングや統廃合、耐震化を図り、将来の維持管理及び財政負担の軽減に努めます。当面の大きな課題である老朽施設の更新や簡易水道の統合を円滑に行うことを、今後10年間の優先課題としています。</p>
	② 「人口減少が著しく、かつ山間の地区において、簡易水道を統合し、上水道化する。」場合、統合のメリット、デメリットや費用対効果について。	<p>上水道事業と簡易水道事業を統合するメリットは、平成19年度に国庫補助制度が見直され、平成29年3月までに上水道と統合する「簡易水道事業統合計画」を平成22年3月までに厚生労働省に提出した場合は、計画事業が補助対象とされました。このため、事業費負担軽減の観点から平成22年3月に統合計画書を国に提出し、簡易水道施設の整備を、国・府の補助金を受けて事業実施できました。また、会計を統合することによる事務処理の軽減を図ることができます。</p> <p>デメリットは、簡易水道事業は経営効率が悪く、収入不足分を一般会計からの繰入で対応してきた経過があり、簡易水道統合後は水道事業全体で収入不足分を補わなくてはならないことです。</p>
	③ 水道工事に起因する道路の掘返しの	道路掘削による通行制限を伴う工事は市民

		根絶について。	生活に大きな影響があるため、毎年度当初に国・府・市・その他事業者等で工事調整を図る会議を行い、調整のうえ同時に施工する方法で工事発注を行っています。 しかし、漏水等で緊急を要する工事の場合は、上記にかかわらず別工事で施工しています。
2		安全で強靱かつ持続可能な水道事業のかじ取りができる企業管理者の確保がまず重要であり、最重要課題に据えるべき。	地方公営企業法では、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と定められており、企業を適切に管理することは再重要課題と考えており、今後も適切な人材の確保に努めます。
3	①	綾部市の水道事業は過去5年間、赤字ですか、黒字ですか。	過去5年間(H22～H26)の決算値における純利益は、各年度とも黒字を確保しています。
	②	資本収支において収入に充てられる減価償却見合いの資産は別途、施設設備の再整備費(更新費用)として積み立ててありますか。	取得資産に対する減価償却を行い、原価償却見合いの費用を施設の再整備費用として内部留保していますが、将来の料金収入も施設更新の財源となるため、別途再整備費として積み立ては行っておりません。
	③	水道事業会計の赤字が続き、施設の更新費用(積立)が取り崩され、起債や一般会計からの繰り入れがなければ事業の継続や施設整備の再整備すら不能となる状況に陥ってないか。	今回策定した水道ビジョンの財政計画のとおり、平成29年度の簡易水道事業統合時から赤字経営となり、平成35年度に内部留保資金が枯渇すると予想しています。このため、5年後の平成32年度の水道ビジョン見直し時期に、起債や一般会計からの繰入、料金の見直しを検討する必要があります。
	④	企業管理者に経営責任がありますか、ありませんか。ビジョンにおいて、責任の所在につき簡明に説明していただけないでしょうか。	綾部市水道事業の設置に関する条例第5条により、水道事業管理者を置いてないため、他の行政と同様、その経営責任は市長が負うこととなります。
4	①	売却可能な資産は総額(簿価)でいくらですか。また資産としてどのようなものがありますか(具体的に)	売却可能な資産として、現在使用していない旧寺町加圧ポンプ室や、新第一浄水場完成後は旧第一浄水場が売却可能資産となります。 売却可能施設と売却可能施設の資産調査については今後行う計画としています。 なお、旧寺町ポンプ室と旧第一浄水場の土地の簿価は次のとおりです。 旧寺町ポンプ室 7,950,554円 旧第一浄水場 2,411,633円

	②	外部委託の対象業務として、具体的にどのようなものがありますか	<p>既に外部委託を実施しているものとして、量水器検針業務、水質検査業務、施設保安点検業務、受電設備保安業務、庁舎清掃業務、庁舎警備業務等があります。</p> <p>また、今後については、個々に委託している業務の一括委託や、水道料金徴収業務についても、委託の検討を行って行きたいと考えています。</p>
5	①	水利権を取得しているものは第一水源のみですか。第二、第三水源は許可水利権ですか。	<p>河川法第23条の規定による流水の占用の許可（水利権）を得ているのは、上水道では河川の表流水を取水する第一水源だけです。</p> <p>第二、第三水源は地下水を水源としており、水利権取得の必要はありません。</p>
	②	許可水量を大きく上回る取水は由良川の漁業や下流域の既存水利権（慣行・許可）、水辺環境の保全などへの影響が余りにも深刻と思われま。綾部市の給水人口が減少する中、問題の発生原因と具体的な解決策（管路の付け替えによる第一水源の有効活用や新規水源の確保など）を深掘りして示してほしい。	<p>第一浄水場は、由良川の水利権7,500m<sup>3</sup>/日の許可を得ており、許可水利使用規則第9条により毎月、取水実績を国土交通省に報告する事となっています。この報告においても、過去に許可水量を上回る取水実績はなく、由良川の環境に影響を与えるものではありません。</p> <p>また、各浄水場間を配水管で接続する工事を現在実施しており、その工事完成後は各水源の有効利用を図っていく計画のため、新規水源の確保の予定はありません。</p>
6	①	水道工事等に起因する道路の掘り返しの根絶と不完全な水道工事等から生じる市民の安全確保について。	<p>1-③の回答のとおり道路管理者と各占有希望者の協議は、毎年度1回実施しており、その調整の中で事業が行われています。占有期間内においては、道路管理者からの手直し等の指示があった場合速やかに対応し補修を行っており、安全の確保に努めています。</p>
	②	綾部市など道路管理者に調整機能を発揮（各種工事の施工時期の調整による掘り返しの制限や工期の短縮化）をしていただくとともに、工事原因者の施工が完遂されるよう水道事業等に対する施工指導と完工検査の厳格化を図っていただきたい。	<p>1-③の回答のとおり道路管理者と各占有希望者の協議は、毎年度1回実施しており、その調整の中で事業が行われています。また、国、市、府の各道路管理者においては、それぞれの工事施工後掘返し制限期間があり、その期間の工事は実施しておりません。また、道路内における工事は道路法32条の規定による占有許可に基づき工事を実施しており、道路管理者の指導に基づくものです。占有工事完了時においては管理者に完了届を提出し工事の完了を報告しています。占有期間内においては、道路管理者からの手直し等の指示があ</p>

			った場合速やかに対応し補修を行っています。
	③	路面補正の完遂につきマニュアルを策定するなど対策を明記する必要があるか。	路面復旧については、道路法32条の規定による占用許可を受け、その条件に個々の現場における復旧基準・方法が明記されており、これに基づいて路面復旧を行っています。
7	①	簡易水道の統合が水道事業の経営基盤の強化に結びつくのか。	簡易水道の上水道への統合は、厚生労働省の方針に基づくものであり、京都府下の簡易水道を有する全自治体が統合予定となっています。 綾部市においても平成29年度に統合予定としていますが、維持管理業務や事務処理の統合により人員削減を予定しており、市全体として見た場合、一定の効果があると考えています。
	②	過疎、山間の簡易水道を上水道につなぐ措置は相当、財政悪化に拍車をかける非効率的なものではないか。	簡易水道の上水道への統合は、経営面のみを統合するソフト（経営）統合を計画しており、各簡易水道施設や簡易水道施設と上水道施設を結ぶ水道管接続の工事を伴うハード統合は予定しておりません。 また、統合された簡易水道施設の効率化も検討することとしています。
	③	水道事業管理者は簡易水道の統合による費用対効果（算式及び算式要素を含む）を公開し、水道利用者であり納税者でもある市民の理解を前提に事業が進められてしかるべきと存じます。厚労省によって事業認可されたものであっても、市民への十分な説明と支持を欠く事業は長期的に見てうまくゆくはずがないと思います。	7-①の回答のとおり、簡易水道の上水道への統合は、厚生労働省の方針に基づくものです。 既設簡易水道等の整備要望は「経営統合」計画が浮上する以前から簡易水道利用者の皆様の切実な課題であり、遅滞なく要望等に基づく整備計画を進める必要がありました。そのため、1-②の回答のとおり事業費負担軽減の観点から平成22年3月に統合計画書を国に提出し、国・府の補助金を受け事業を行っています。
8	①	新たに水道供給システムの見直しとともに、水道供給システムの変更（統合等）に伴う費用対効果の算定と公表の実施を明記するべき。「上水道から簡易水道」へ変えていくくらいの大膽な経営判断が必要ではないか。	水道施設の構築には長い年月と多額の費用を要しており、既存施設の有効利用が最も費用対効果が上がる方法と考えられます。給水人口の減少に伴い、施設更新時にはダウンサイジングや施設の統廃合を検討し、経費節減に努めます。 水道法第3条に、水道事業は対象となる給水区域の給水人口に応じて、対象事業が位置付けられており、給水人口が101人から5,

			<p>000人までが簡易水道、5,001人以上が上水道と定められています。</p> <p>このため、給水区域の分割を前提とする上水道から簡易水道への移行はできません。</p>
--	--	--	---